(1) 令和6年度 モニタリング評価表

施設名 浦安市身体障がい者福祉センター 指定管理者名 社会福祉法人佑啓会

	営業日数		利月	月者数		収入額(指定管理料を除く)					
今		個 人 団 体		延べ利用者	達成率	施設利用料 (利用料金収入)	他収入 (自主事業収入等)	計			
年度	244日	42人		1,079人	%	円	70,209,940円	70,209,940円			
前年度	240日	3 2 人		1,160人	%	円	56, 159, 942円	56, 159, 942円			

- (注1) 達成率は、事業計画書に年間利用者の目標人数等を掲げた施設のみ記載します。
- (注2) 施設利用料は、該当する施設のみ記載します。
- (1) モニタリングの内容
- 1 評価の視点を参考に、各評価項目を総合的に評価します。
- 2 協定書や仕様書等で実施することになっている事業などを規定どおりに実施した場合を2点(標準)とします。
- 3 協定書や仕様書等の内容以上の取り組みや優れた成果が見られた場合に3点とします。
- 4 協定書や仕様書等に定められた事項が様々な事情で実施できなかった又は予定した水準に到達していない部分がある場合は1点とします。
- 5 ③又は④に該当する場合は、その評価を行った理由を評価意見欄に記載します。
- 6 四半期モニタリングでは、その時点での評価を行います。
- *施設の性質や設置目的等により、評価の視点を追加変更します。

分 類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見(加点・減点した場合に記載)
総則事項	1	設置目的の達成	・施設を最大限活用し、施設の設置目的に沿った成果を得られている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	2	業務従事者の 要件等	・業務執行体制(各業務・作業責任者等)が明確になっている。 ・従事者の変更があった場合は速やかに市に報告している。	2	2	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	3	報告書提出	・法令等で定められた書類が提出されている。 ・年度当初に業務計画書、収支予算書が 提出されている。 ・年度末に事業報告書、収支決算書が提 出されている。 ・報告書の内容に不備は無い。	2	2	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	4	意思疎通	・市と指定管理者との間で適宜十分な連絡、打合せがなされている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分 類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見(加点・減点した場合に記載)
総則事項	5	広報関係	・施設内の案内表示等が適切になされている。・パンフレット類が整備されている・ホームページが見易く、適宜更新されている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	6	職員の接客	・職員の服装やマナー、言葉遣いは適切である。 ・利用者への案内や説明は適切に行われている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持管理事項	7	各種管理記録 等の整備・保 管		2	2	(指定管理者) (施設所管課)

分 類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見(加点・減点した場合に記載)
維持管理事項	8	取扱説明 法定期点 修理	・機器等の取扱説明書が適切に整備・保管されている。 ・法定保守点検は点検内容、時期等が法令基準に基づいて実施され、選任資格者の責任によって計画・実施されている。・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っている。・不都合が生じた場合の報告を適切に行い、修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告している。・修繕工事は適切に行われ、市に報告している。	2	<u>2</u>	(施設所管課)
維持管理事項	9	清掃	・施設内の清掃が、適切に行われている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持管理事項	10	計画書等 鍵管理 防災	・業務が計画書に基づいて実施されている。 ・不審者に対しての適宜質問、警察へ通報する等マニュアルを作成している。 ・マスターキー等は、適切に管理されている。 ・防災マニュアルが作成されている。 ・災害時の職員配備体制が明確になっている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分 類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見(加点・減点した場合に記載)
維持管理事項	11	樹木管理 花壇管理	・植栽の手入れが行き届いており、適切に管理されている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
項運営関連事項	12	非常時・緊急時の対応	・緊急事態発生時の対処マニュアルが整備、保管されている。 ・緊急事態発生時や危険が予測された場合、直ちに措置を講じ市に報告した。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営関連事項	13	個人情報保護	・利用者等の個人情報を保護するための対策が適切に実施されている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営関連事項	14	業務関連情報 の共有化	・職員間で情報を共有化する機会が設けられている。 ・ヒヤリハット事例などが施設内で共有 化されている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分 類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見(加点・減点した場合に記載)
運営事項	15	機器管理、システム管理	・研修を実施している。 ・更新・変更は常になされている。 ・トラブルが起きた場合、適切に処置し ている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	16	管理運営	・利用者が安全に快適に使用できている。 ・利用者からのクレーム対応は適切に行った。 ・利用者アンケート等の結果から、施設利用者の満足が高い。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	17	平等利用の確保	・利用者が限定されない場合、利用者が 平等に利用できるよう配慮されている。 ・利用者が限定される場合、利用者の選 定が公平に行われている。	2	2	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	18	職員体制	・施設の管理運営にあたる人員の配置は 合理的である。 ・職員の資質・能力向上を図る取組みが なされている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分 類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見(加点・減点した場合に記載)
運営事項	19	事業の実施状況	・事業計画に基づいた事業が実施されている。 ・施設の設置目的に沿った、自主事業が 実施されている。	2	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

○総評(総合的に判断した管理運営に関する評価・コメント)

• 指定管理者

地域活動支援センターII型事業では、引き続き専門職によるリハビリや各種講座を実施しております。今年度は新規で1名の受け入れを行っていますが、高齢による機能低下によって入院やお亡くなりになった方もおり、利用者数は減少しています。また、通所した際に「ここに来る前に自宅で転んだ。」等の相談があり、ご家族やケアマージャーとやりとりをする事が増えています。今後もこういった流れは継続していくものと思われます。その他、絵画講座・書道講座では浦安市美術展に出品し、見学外出をしております。また、3月に浅草への日帰り旅行を実施し、6名の参加があり好評をいただいております。委託相談では、基幹相談支援センターからの移管が昨年度に比べ増加しています。現在は身体障がい分野に限らず、精神障がいや発達障がいのケース移管もあり、対応しています。ケースによって他の専門分野と共同して支援にあたっております。

• 施設所管課

地域活動支援センター事業では、身体障がいのある方に対し、専門職等によるリハビリや各種講座を実施し、かつ、利用者と信頼関係を構築することで、本人の困りごとを聞き対応していることを高く評価している。また、新規利用者の増加は難しいところではあるが、周知方法及び実施内容等の工夫による新規利用者の増加にも期待する。

委託相談支援事業では、身体障がいのある方以外の相談が増加し、対応に苦慮する部分については、委託相談支援会議や基幹相談支援センター等と連携しながら、実施していくことを期待する。